

令和 7 年度

栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金

申請の手引き

栗東市 環境経済部 環境政策課

1. 概要

「栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金」は、温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することを目的とし、太陽光発電システムや蓄電池を既存住宅に設置する方に対して、その設備設置・導入に要する費用の一部を補助するものです。

2. 補助対象事業

滋賀県（淡海環境保全財団）が実施している淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助制度（以下「財団補助金」）のうち、基本対策推進事業に該当する個人用の既存住宅（※1）に太陽光発電システムおよび家庭用蓄電池を設置し、令和7年度の財団補助金の交付決定を受けた事業を対象に、本市が上乗せ補助を行います。

財団補助金のうち、重点対策加速化事業、促進区域内再エネ導入推進事業に該当する部分は、本市の補助制度の対象外となります。

※1 ①申請者もしくは同居のご家族が建物の所有者である場合のみ対象です。

②補助対象となる「既存住宅」は、太陽光発電システム等を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、太陽光発電システム等の設置工事期間が重なっていないものとします。

3. 補助対象者

補助対象事業を実施し補助金の申請ができる方は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 補助対象事業を実施する建物が栗東市内に所在し、住居（賃貸住宅を除き、別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は可。）として自ら居住している方（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者および同法第47条第1項に規定する管理組合法人を含む。）（※2）
- (2) 市税を滞納していない方（※3）
- (3) 令和5年度以降に栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金において、今年度申請する対象設備と同一区分の対象設備に係る補助を受けていない者
- (4) 本人または本人の同居人等が、本補助金交付要綱第3条第3号に規定する暴力団員等でない方。

※2 ①マンション等の集合住宅も対象となります。（賃貸住宅は対象外）

②住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象となります。

③別荘として利用している場合も対象となります。ただし、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。

※3 納期が到来している栗東市税に滞納（分納等を含む）がないこと。

4. 補助対象設備および補助額

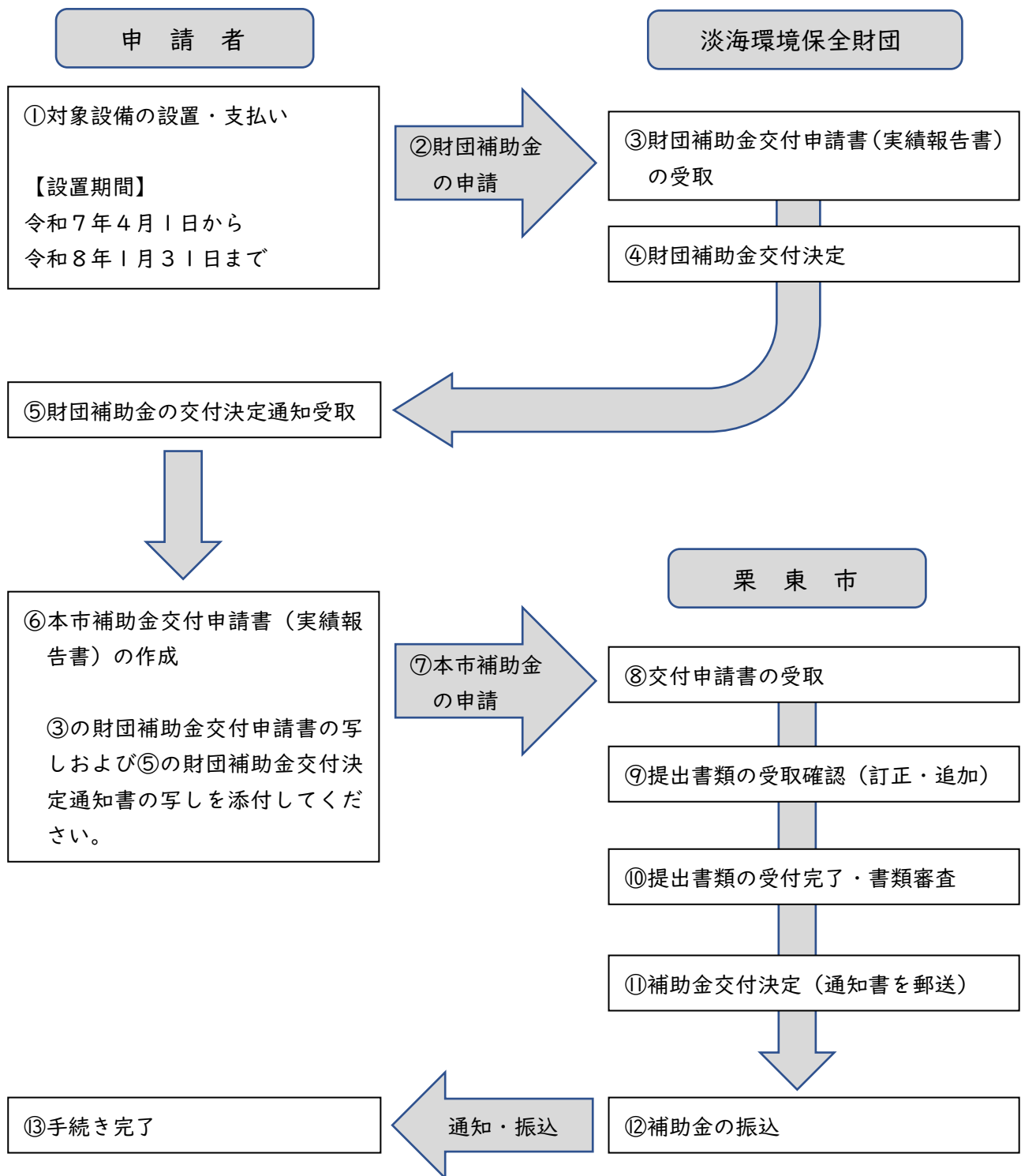
補助対象となる設備は、「令和7年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金」のうち、基本対策推進事業に該当する中で以下の設備です。（交付要件等は令和7年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金と同一です。）

(1)事業要件

- ① 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用との合計金額です。（消費税および地方消費税は除く。）
- ② エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ④ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とします。
- ⑤ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑥ 対象設備の設置に係る契約締結日又は設置工事着工日のいずれか早い日が令和7年4月1日以後であり、設置工事期間が令和8年1月31日までとすること。

設備名	設備要件	補助要件	補助金額
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。		設置する公称最大出力1kWあたり 1万5千円 上限4万円
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力500W以上であるもの。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。	定額 5万円
【その他要件】 ・太陽光発電の設置費用には、太陽光パネル保証料、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。 ・蓄電池の設置費用には、蓄電池の保証料、モニター、HEMS購入費用、HEMS設置費用等は含みません。			

5. 補助金申請の流れ



【提出期限】

令和8年3月31日 閉庁時間まで

※先着順で受付を行います。予算の範囲内での補助になりますので、受付の期間であっても、申請額が予算額に達した時点、または財団が補助金の受付を終了した段階で受付を終了します。

6. 交付申請に必要な書類

No.	提出書類	備考
1	栗東市住宅用太陽光発電システム等 設置補助金交付申請書（兼 実績報告 書、交付請求書）【様式第1号】	記入例に従って記載をお願いします。
2	財団補助金（基本対策推進事業）の交 付申請書の写し	財団に申請した交付申請書の写し、または 財団に提出した申請書と同一内容のものを 作成し提出してください。 ※財団の交付申請書様式以外の添付書類の 写しは不要。
3	財団補助金の交付決定通知書の写し	
4	振込先口座の通帳またはキャッシュ カードのコピー	金融機関名、口座番号、名義人の確認用。 ネット銀行等で通帳がない場合、上記項目 がわかる記載箇所を印刷し、提出してくだ さい。
5	その他市長が必要と認めるもの	補助要件を確認できない場合等、追加資料 をお願いすることがあります。

上記書類は全て日本産業規格 A4 の用紙でお願いします。

7. 交付申請書の受付

交付申請書の受付期限は令和8年3月31日の閉庁時間までとしますが、本補助制度は滋賀県が実施する淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金（基本対策推進事業）の交付決定を受けた太陽光発電システムおよび家庭用蓄電池に対する上乘せ補助であるため、滋賀県が当該事業補助金の受付を終了した時点で、本市も上記期限に関わらず受付を終了します。また、本市の予算の範囲内での補助になりますので、本市への申請額が予算額に達した時点で、本市への申請受付を終了しますので、できる限りお早めに申請してください。受付終了後に提出された申請書は返却します。

申請書の提出にあたっては、交付申請書等の記載内容および添付書類について誤りがないようご確認いただき、下記提出先までご持参ください。

【申請書の提出先】

栗東市 環境政策課 （栗東市役所 2階）

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

8. 手続代行者

無償で手続を行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者等に手続を代行させることができます。その場合は、様式第1号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、代行者は、本手続の代行で得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、適切に取り扱ってください。

9. 申請の取下げ

交付申請後に何らかの事情により申請を取り下げる場合は、交付決定から15日以内に、速やかに取下げ申請書（様式第5号）を提出してください。

10. 取得財産の処分の制限

補助金交付後に設置した太陽光発電システム等に変更が生じた場合、取得財産の処分等その他の事項については「栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱」に規定がありますのでご確認ください。

11. その他

(1) 市のホームページで様式等をダウンロードすることができます。

URL：

<https://www.city.ritto.lg.jp/soshiki/kankyokeizai/kankyo/oshirase/13678.html>

(2) 申請書等への記入には、鉛筆・消えるボールペン等は使用しないでください。

(3) 提出書類は返却しませんので、必要に応じてご自身で控えを取ってください。

【お問い合わせ先】

栗東市 環境経済部 環境政策課 環境政策係
〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL：077-551-0336
FAX：077-551-0148
Eメール：kankyoseisaku@city.ritto.lg.jp

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栗東市長 様

住 所 〒520-3088
栗東市安養寺一丁目13番33号

▲財団に申請した住所と同じ表記にしてください。

(フリガナ) リットウ タロウ
申請者 氏 名 栗 東 太 郎
(管理組合名)

印

栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付申請書

(兼 実績報告書、交付請求書)

栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱第6条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容及び添付書類等について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調査することに同意します。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたいと請求します。

1 申請者及び手続代行者

申請者の連絡先 (申請者が管理組合の場合は、役職及び代表者名) (電話番号は平日昼間に連絡が 取れる番号を記載してください)	(氏名) 栗 東 太 郎 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (FAX) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (E-mail) 〇〇〇〇@〇〇〇
手続代行者 (手続きを代行している場合は記入してください)	住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)

工事業者等が手続を代行
 する場合は記入してくだ
 さい

2 補助対象製品

設置場所	▼財団に申請した住所と同じ表記にしてください。 滋賀県 栗東市 安養寺一丁目13番33号 該当する場合はチェック ☐ 別荘等（主たる住所と違う建築物に設置） ☐ 店舗兼住宅
対象設備	補助対象とした設備にチェックしてください。 ☒ 太陽光発電システム（公称最大出力 〇.〇〇キロワット ※少数第2位まで。） ☒ 家庭用蓄電池（蓄電容量 〇キロワットアワー 定格出力〇〇〇ワット）
交付申請額 交付請求額	〇〇, 〇〇〇 円

3 補助金の振込先（交付決定者本人のものに限る。）

金融機関名	りっとう銀行
本支店名	りっとう支店
口座の種類	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
本人口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
本人口座名義	(※カタカナで記入) リットウタロウ

4 添付書類等

- (1) 財団補助金の交付申請書（基本対策推進事業）の写し（添付書類含まず）
- (2) 財団補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 振込先口座の通帳又は振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号及び名義が分かるもの。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの